

## 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について (第 1 回検討部会における議論のまとめ)

### I 地球温暖化対策を推進するための条例の必要性

市は、仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）に掲げる都市像の一つとして「低炭素都市」を掲げ、平成 28 年 3 月に策定した「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016－2020」に基づき各種の施策を推進している。

しかしながら、東日本大震災後、市域の温室効果ガス排出量は高い水準で推移しており、排出量のさらなる削減に向けては、地球温暖化防止に対する市の姿勢を改めて明らかにするとともに、事業者及び市民と協働した取り組みを推進する必要がある。

国においては、「パリ協定」を踏まえ 2050 年までに 80%の温室効果ガスを削減する長期目標を掲げている。地球温暖化対策が世界規模での喫緊の課題となる中、将来を見据えた地球温暖化対策を一層推進するため、市、事業者及び市民が協働して対策に取り組むための基本となる条例の制定が必要である。

### II 地球温暖化対策を推進するための条例の基本的あり方

#### 1 条例の位置付け

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指し、仙台市環境基本条例に定める地球環境保全の推進に関して市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる事項を定める条例とする。

#### 2 条例と「仙台市地球温暖化対策推進計画」との関係

条例は、市、事業者、市民及び滞在者の責務や役割、地球温暖化対策の推進に関する基本的な方針や取り組みなどを規定するものとする。

一方、「仙台市地球温暖化対策推進計画」には、温室効果ガス削減等の目標やその達成に向けて必要となる具体の施策を規定し、その計画期間においては、各施策の進捗管理を図りながら必要に応じ見直しを図るものとする。

### Ⅲ 条例に盛り込むべき事項

#### 1 総則的事項

##### (1) 目的

市として地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためには、地球環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現に向けた条例の目的を明らかにし、各主体がこれを共有する必要があることから、条例の目的は次のとおりとしてはどうか。

- 地球環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の防止に向けた対策の推進について、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めること。
- 地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 災害や気候変動による脅威に備えた強靱で安全・安心な地域社会と、地球環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現し、もって杜の都の良好な環境を将来の世代に引き継ぐこと。

##### 第1回検討部会における主な意見

- 事業者や市民にとって、地球温暖化対策に取り組むことが経済活性化などのメリットにつながる、という点を盛り込んではどうか。
- 地球温暖化対策に取り組むことで災害にも強くなる、といった文言を入れてはどうか。

##### (2) 市、事業者、市民及び滞在者の責務等

地球温暖化防止に向けては、市、事業者、市民及び滞在者が協働して取り組むことが重要であり、それぞれが次に掲げる責務を果たしていくことを明示してはどうか。

##### ① 市の責務

- 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するために必要な措置を講ずること。

- 市は、本市の区域における温室効果ガスの排出の量の抑制並びに吸収作用の保全及び強化と併せ、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を適切に推進すること。
- 市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずること。

## ② 事業者の責務

- 事業者は、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に講ずるよう努めること。
- 事業者は、市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

## ③ 市民の責務

- 市民は、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その日常生活に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に講ずるよう努めること。
- 市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

## ④ 滞在者の責務

- 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在中の活動に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に講ずるよう努めること。
- 滞在者は、市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

## ⑤ 地球温暖化対策における市、事業者、市民及び滞在者の協働

- 市、事業者、市民及び滞在者は、協働して地球温暖化対策に取り組むこと。

### 第1回検討部会における主な意見

- 事業者や市民が取り組んでいる地球温暖化対策に対し、市が後押しするような内容を入れてはどうか。
- 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と気候変動への適応策のベストミックスという考え方を盛り込んでどうか。
- 市、事業者、市民という全てのステークホルダーが参画、協働するということが重要ではないか。

## 2 地球温暖化対策に関する施策

### (1) 地球温暖化対策の推進に関する計画

これまで、市は「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第 21 条第 1 項及び第 3 項に定める「地方公共団体実行計画」として「仙台市地球温暖化対策推進計画」を策定し、各種の施策を実施してきたが、今後、市がさらに地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためには、この計画を改めて条例に位置付けることにより、条例と計画との関係を明確することが重要ではないか。また、同時に、次のような事項を明記することが重要ではないか。

#### ① 地球温暖化対策推進計画の内容

- 計画期間
- 地球温暖化対策の目標
- 温対法第 21 条第 3 項各号（※）に掲げる事項その他上記の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- 市域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進に関し必要な事項
- このほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

#### ※ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項（抜粋）

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

#### ② 地球温暖化対策推進計画の策定手続き

- 地球温暖化対策推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くこと。

- 地球温暖化対策推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表すること。
- 地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進計画を変更すること。
- 地球温暖化対策推進計画の達成状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表すること。